

事故を考える

－工学的な事故解析から考える交通安全－ 119

－自転車事故を考える－

(「交通安全教育」6月号から)

はじめに

(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」6月号に掲載された標記記事の一部を紹介する。筆者はNPO法人交通事故解析士認定協会理事長の上山 勝氏で、実際の事故をもとに書かれたものである。

白昼、人通りが多い札幌市の街中で、コンビニから飛び出した小学2年生に自転車を衝突させて左足の骨を折るなどの重傷を負わせ、被害者を救助することなく、勿論警察にも通報することなく逃げた者がいた。自転車の乗員は、「過失傷害と道交法違反(救護義務違反、事故不申告)」の疑いで逮捕された。

■ ひき逃げ事故とは

事故を起こしながら、事故の発生を通報せず、かつ傷ついた被害者の救助もせずに事故現場から立ち去った場合は「ひき逃げ事故」となる。道路交通法第72条(交通事故の場合の措置)には次のような義務が書かれている。

- ①直ちに運転を停止する義務(事故発生時に現場を去らないなど)
- ②負傷者の救護義務(負傷者を安全な場所に移動させ、可能な限り迅速に治療を受けさせるなど)
- ③道路上の危険防止措置(二次事故の発生を予防する義務)
- ④警察官に、発生日時・場所、死傷者の状況、損壊した物の状況、事故後の処置、積載物等を報告する義務
- ⑤報告を受けた警察官が必要と認めて発した場合に(通常は必ず発する)警察官が到着するまで現場に留まる命令に従う義務

これらのうち最も罰則が重いのが、人身事故に関係した車両等の運転者等が、直ちに運転を停止せず、又は救護義務及び危険防止措置義務を果たさない「人身事故に係る救護義務・危険防止措置義務」違反である。これが「ひき逃げ」といわれる犯罪である。

なお、第72条の義務には運転者の過失の有無や事故に対する責任の軽重や有無は要件になく、事故の当事者(運転者等)に義務が課せられている。一方の当事者の無過失が明らかなることを理由に運転者等が負傷者を救護しないことや、交通事故を届け出ないなどは許されず、道路交通法第72条の罪の成立を妨げない。また、事故で死傷しなかった運転者等は当然であるが、負傷した運転者等であっても、でき得る範囲内で第72条の義務を果たさなければならない。

■ ひき逃げ事故時の周囲の状況

防犯カメラの映像では、自転車が見童に衝突した瞬間に二人の大人が全く振り向きもせずに通り過ぎてしまった状況が捉えられていた。防犯カメラの映像には音声がないため、自転車に衝突された見童が全く声を上げなかったのか、そもそも衝突直前に自転車がブレーキを掛けなかったのか、また、衝突時に音は出なかったのかなどは不明である。しかし、全く偶然に事故に気付かなかったとしても、都会の人間の無関心さには驚かされる。

自転車事故は比較的軽微な事故が多いと思われる。また、衝突の直後には、被害者が負傷しているかどうか不明な場合もある。相手が見童の場合は、事故直後にパニック状態となって、被害を訴えないことも想像される。

不幸にして事故に遭遇してしまったら、過失の有無にかかわらず、「人身事故に係る救護義務の遂行」と「事故発生の通報」を怠ってはならない。

以 上